

大阪薬業企業年金基金規約

新旧対照条文（案）

修正案	従前案	現行
<p>(非継続基準の財政検証)</p> <p>第79条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。</p> <p>2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。</p> <p>3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付</p> <p>(2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求した場合における年金として支給される老齢給付金（老齢給付金の支給期間5年の額とする。以下この条において同じ。）</p> <p>(3) 基準日において、第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第64条第1項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日にお</p>	<p>(非継続基準の財政検証)</p> <p>第79条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。</p> <p>2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。</p> <p>3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付</p> <p>(2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求した場合における年金として支給される老齢給付金（老齢給付金の支給期間5年の額とする。以下この条において同じ。）</p> <p>(3) 基準日において、第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第64条第1項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日にお</p>	<p>(非継続基準の財政検証)</p> <p>第79条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。</p> <p>2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。</p> <p>3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付</p> <p>(2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求した場合における年金として支給される老齢給付金（老齢給付金の支給期間5年の額とする。以下この条において同じ。）</p> <p>(3) 基準日において、第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第64条第1項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日にお</p>

修正案	従前案	現行
<p>いて、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金</p> <p>(4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)</p> <p>その者が65歳(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者であつては、60歳)に達したときに年金として支給される老齢給付金</p> <p>(5) 基準日において加入者である者であつて、加入者期間が10年以上であるもの</p> <p><u>基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金(加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額)に基準日の翌日における年齢に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額</u></p>	<p>いて、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金</p> <p>(4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)</p> <p>その者が65歳(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者であつては、60歳)に達したときに年金として支給される老齢給付金</p> <p>(5) 基準日において加入者である者であつて、加入者期間が10年以上であるもの</p> <p><u>基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金(加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額)に0.01を乗じて得た額</u></p>	<p>いて、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金</p> <p>(4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)</p> <p>その者が65歳(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者であつては、60歳)に達したときに年金として支給される老齢給付金</p> <p>(5) 基準日において加入者である者であつて、加入者期間が10年以上であるもの</p> <p><u>標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額</u></p> <p><u>按分率=A/B</u></p> <p><u>A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金(加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額)</u></p> <p><u>B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算</u></p>

修正案	従前案	現行
<p>(6) 基準日において加入者である者であって、前号に規定する者以外のもの</p> <p><u>基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金に基準日の翌日における年齢に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額</u></p> <p><u>4</u> 給付改善等(規則第54条第2項に規定する給付改善等をいう。以下同じ。)を行う場合であって、非継続基準の財政検証における最低保全給付の額又は第1項の特例掛金を算定するときの最低保全給付の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。)</p>	<p>(6) 基準日において加入者である者であって、前号に規定する者以外のもの</p> <p><u>基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金に0.01を乗じて得た額</u></p> <p><u>4</u> 給付改善等(規則第54条第2項に規定する給付改善等をいう。以下同じ。)を行う場合であって、非継続基準の財政検証における最低保全給付の額又は第1項の特例掛金を算定するときの最低保全給付の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。)</p>	<p><u>定される老齢給付金</u></p> <p>(6) 基準日において加入者である者であって、前号に規定する者以外のもの</p> <p><u>標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる脱退一時金(標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金の受給資格が得られる場合には、一時金として支給する老齢給付金。以下この号において同じ。)に、次の按分率を乗じて得た額</u></p> <p><u>按分率 = A / B</u></p> <p><u>A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金</u></p> <p><u>B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金</u></p> <p><u>4 前項第5号の標準的な退職年齢は、65歳とする。</u></p> <p><u>5</u> 給付改善等(規則第54条第2項に規定する給付改善等をいう。以下同じ。)を行う場合であって、非継続基準の財政検証における最低保全給付の額又は第1項の特例掛金を算定するときの最低保全給付の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。)</p>

修正案	従前案	現行																																																																																		
<p>を5で除して得た数を乗じて得た額を、前項第5号及び第6号の規定に基づき計算した額から控除する。</p>	<p>を5で除して得た数を乗じて得た額を、前項第5号及び第6号の規定に基づき計算した額から控除する。</p>	<p>を5で除して得た数を乗じて得た額を、第3項第5号及び第6号の規定に基づき計算した額から控除する。</p>																																																																																		
<p>別表第5 年齢別乗率</p>																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 481 343 515">年齢</th> <th data-bbox="343 481 566 515">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15歳</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>16</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>17</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>18</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>19</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>20</td><td>0.0100</td></tr> <tr><td>21</td><td>0.0116</td></tr> <tr><td>22</td><td>0.0132</td></tr> <tr><td>23</td><td>0.0148</td></tr> <tr><td>24</td><td>0.0164</td></tr> <tr><td>25</td><td>0.0180</td></tr> <tr><td>26</td><td>0.0196</td></tr> <tr><td>27</td><td>0.0212</td></tr> <tr><td>28</td><td>0.0228</td></tr> <tr><td>29</td><td>0.0244</td></tr> <tr><td>30</td><td>0.0260</td></tr> <tr><td>31</td><td>0.0276</td></tr> <tr><td>32</td><td>0.0292</td></tr> <tr><td>33</td><td>0.0308</td></tr> <tr><td>34</td><td>0.0324</td></tr> <tr><td>35</td><td>0.0340</td></tr> <tr><td>36</td><td>0.0356</td></tr> <tr><td>37</td><td>0.0372</td></tr> <tr><td>38</td><td>0.0388</td></tr> <tr><td>39</td><td>0.0404</td></tr> <tr><td>40</td><td>0.0420</td></tr> <tr><td>41</td><td>0.0436</td></tr> <tr><td>42</td><td>0.0452</td></tr> <tr><td>43</td><td>0.0468</td></tr> <tr><td>44</td><td>0.0484</td></tr> <tr><td>45</td><td>0.0500</td></tr> <tr><td>46</td><td>0.0516</td></tr> <tr><td>47</td><td>0.0532</td></tr> <tr><td>48</td><td>0.0548</td></tr> <tr><td>49</td><td>0.0564</td></tr> <tr><td>50</td><td>0.0654</td></tr> <tr><td>51</td><td>0.0784</td></tr> <tr><td>52</td><td>0.0941</td></tr> <tr><td>53</td><td>0.1128</td></tr> <tr><td>54</td><td>0.1353</td></tr> </tbody> </table>	年齢	率	15歳	0.0100	16	0.0100	17	0.0100	18	0.0100	19	0.0100	20	0.0100	21	0.0116	22	0.0132	23	0.0148	24	0.0164	25	0.0180	26	0.0196	27	0.0212	28	0.0228	29	0.0244	30	0.0260	31	0.0276	32	0.0292	33	0.0308	34	0.0324	35	0.0340	36	0.0356	37	0.0372	38	0.0388	39	0.0404	40	0.0420	41	0.0436	42	0.0452	43	0.0468	44	0.0484	45	0.0500	46	0.0516	47	0.0532	48	0.0548	49	0.0564	50	0.0654	51	0.0784	52	0.0941	53	0.1128	54	0.1353		
年齢	率																																																																																			
15歳	0.0100																																																																																			
16	0.0100																																																																																			
17	0.0100																																																																																			
18	0.0100																																																																																			
19	0.0100																																																																																			
20	0.0100																																																																																			
21	0.0116																																																																																			
22	0.0132																																																																																			
23	0.0148																																																																																			
24	0.0164																																																																																			
25	0.0180																																																																																			
26	0.0196																																																																																			
27	0.0212																																																																																			
28	0.0228																																																																																			
29	0.0244																																																																																			
30	0.0260																																																																																			
31	0.0276																																																																																			
32	0.0292																																																																																			
33	0.0308																																																																																			
34	0.0324																																																																																			
35	0.0340																																																																																			
36	0.0356																																																																																			
37	0.0372																																																																																			
38	0.0388																																																																																			
39	0.0404																																																																																			
40	0.0420																																																																																			
41	0.0436																																																																																			
42	0.0452																																																																																			
43	0.0468																																																																																			
44	0.0484																																																																																			
45	0.0500																																																																																			
46	0.0516																																																																																			
47	0.0532																																																																																			
48	0.0548																																																																																			
49	0.0564																																																																																			
50	0.0654																																																																																			
51	0.0784																																																																																			
52	0.0941																																																																																			
53	0.1128																																																																																			
54	0.1353																																																																																			

修正案		従前案	現行
<u>55</u>	<u>0. 1623</u>		
<u>56</u>	<u>0. 1947</u>		
<u>57</u>	<u>0. 2335</u>		
<u>58</u>	<u>0. 2801</u>		
<u>59</u>	<u>0. 3359</u>		
<u>60</u>	<u>0. 4029</u>		
<u>61</u>	<u>0. 4832</u>		
<u>62</u>	<u>0. 5796</u>		
<u>63</u>	<u>0. 6951</u>		
<u>64</u>	<u>0. 8338</u>		
<u>65</u>	<u>1. 0000</u>		
<p>(注) 年齢に1歳未満の端数が生じたときの率は、次式による。</p> $\frac{A \text{ 歳 } B \text{ 月の率} = A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B \div 12}{(小数点以下第5位四捨五入)}$			
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(最低積立基準額に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 解散等の事象が生じた場合は、受給権を保護する観点で最低積立基準額の算出方法の見直しを検討する。</u></p>		<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条 この規約は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p>(最低積立基準額に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 施行日の前日に加入者である者については、施行日の直前の財政決算日における最低積立基準額を保証する。</u></p> <p><u>2 解散等の事象が生じた場合は、受給権を保護する観点で見直しを検討する。</u></p>	